

補助金ニュースレター

新製品・サービスの開発やグローバル化対応に必要な設備投資などを支援

① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

- 中小企業・小規模事業者が、生産性向上に資する**革新的な新製品・新サービス開発**や**海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資**などに要する経費の一部を補助することで、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とした補助金

-Point-
21次締切:10/24(金)
ペンデル締切:9/26(金)

要件

● 革新的な新製品・新サービス開発とは

- ・顧客等に新たな価値を提供することを目的に、自社の技術力等を活かして新製品・新サービスを開発することです。
- ・単に機械装置等を導入するだけで新製品・新サービスの開発を伴わないものは補助対象外です。
- ・また、同業の中小企業者等や同一地域における同業他社において相当程度普及しているものの開発は、新製品・新サービス開発には該当しません。

● 海外需要開拓を行う事業とは

国内の生産性を高めるための事業で、以下の4つを指します。

- ・海外への直接投資に関する事業
- ・海外市場開拓（輸出）に関する事業
- ・インバウンド対応に関する事業
- ・海外企業と共同で行う事業

活用イメージ

活用イメージ1：同地域内の廃棄酒粕を活用し、赤酢を開発。そのプロセスに必要な攪拌機付きタンクや絞り機、ポンプ等を購入。

活用イメージ2：広告制作で培ったデザイン力を活かしてデジタルコンテンツ分野に進出するため、独自の演出効果を組み込めるシステムを開発。

補助上限額・補助率・補助対象経費

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	製品・サービスの高付加価値化	海外事業の拡大・強化に資するもの
補助上限額	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業：1/2 小規模・再生事業者：2/3	中小企業：1/2 小規模：2/3
補助対象経費	＜共通＞機械装置・システム構築費（必須）、運搬費、技術導入費、知的財産権など関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用料、原材料費 ＜グローバル枠のうち海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ＞海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も利用可能	

※大幅な賃上げに係る補助上限額引上げの特例：大幅な賃上げに取り組む事業者について、従業員数規模に応じて補助上限額を100～1,000万円引上げ

※最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例：所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引上げに取り組む場合、補助率を2/3に引上げ

既存事業と異なる事業への前向きな挑戦、新市場・高付加価値事業への進出を後押し

2 中小企業 新事業進出補助金

-Point-

第2回締切:12/19(金)

ペンデル締切:11/21(金)

- 既存事業と異なる事業への前向きな挑戦であって、新市場・高付加価値事業への進出を後押しすることで、中小企業等が企業規模の拡大・付加価値向上を通じた生産性向上を図り、賃上げにつなげていくことを目的とする補助金

補助上限額・補助率・補助対象経費

補助 上限額	従業員数	20人以下	2,500万円（3,000万円）
		21～50人	4,000万円（5,000万円）
		51～100人	5,500万円（7,000万円）
		101人以上	7,000万円（9,000万円）
補助率		1/2	
補助対象経費		機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費	

※大幅賃上げ特例適用事業者：事業終了時点で賃上げ特例要件を達成した場合は上記カッコ内の金額

中小企業庁「中小企業新事業進出補助金」

事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」新設

3 中小企業省力化投資補助金＜一般型＞

-Point-

第4回締切:

未定

- オーダーメイド性のある多様な設備やシステムを導入可能
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3カ月程度の審査を経て、交付決定
- 大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率 2/3 にアップ）

補助率・補助上限額

従業員数		5人以下	6～20人	21～50人	51～100人	101人以上
補助率	中小企業	補助金額が1,500万円まで：1/2 1,500万円を超える部分：1/3				
	小規模企業者・小規模事業者、再生事業者※	補助金額が1,500万円まで：2/3 1,500万円を超える部分：1/3				
補助上限額		750万円	1,500万円	3,000万円	5,000万円	8,000万円
大幅な賃上げを行う場合		1,000万円	2,000万円	4,000万円	6,500万円	1億円

※再生事業者については基本要件未達の場合の返還要件が免除

中小企業庁「中小企業省力化投資補助金（一般型）」

※ご注意：補助金・助成金を受けるためには審査が必要です。要件に合致していたとしても、事業計画の内容によっては不採択になる場合もあります。また、事業の着手は採択・交付決定の後に行わなければならないなど制約があります。
※各補助金の詳しい内容については、ペンデル税理士法人までお問合せください。

ペンデル税理士法人 TEL:03-5990-5910 FAX:03-5990-5909 WEB: <https://www.pendel.jp/>
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-2 新宿国際ビルディング5F
我々は中小企業の経営上の課題に対し専門性の高い支援を行える国から認定された「経営革新等支援機関」です